

議案第４号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第１条 職員の給与に関する条例(昭和２６年条例第２号)の一部を次のように改正する。

第２０条の４第２項第１号中「１００分の７５」を「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の８５」に改め、同項第２号中「１００分の３５」を「、６月に支給する場合においては１００分の３５、１２月に支給する場合においては１００分の４０」に改める。

附則第２２項中「１００分の１．１２５」を「、６月に支給する場合においては１００分の１．１２５、１２月に支給する場合においては１００分の１．２７５」に、「１００分の７５」を「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の８５」に改める。

別表を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第22項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第33号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。